

平成29年度第2回（第222回）仙台市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 平成30年1月17日(水) 13:30～14:40

場 所 仙台市役所本庁舎2階 第三委員会室

会議次第

1 開会

2 議事

(1) 協議事項

- ① 仙台市国民健康保険運営協議会会長の選出について 【資料1】
- ② 平成29年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について 【資料2】
- ③ 平成30年度仙台市国民健康保険事業運営計画(案)について 【資料3】
- ④ 平成30年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算(案)について  
【資料4・資料5】
- ⑤ 低所得者世帯減免の継続及び子育て世帯減免の新設について 【資料6】
- ⑥ 仙台市国民健康保険条例の一部改正(案)について 【資料7・資料8】
- ⑦ 仙台市国民健康保険運営協議会の定足数の見直しについて 【資料9】

(2) 報告事項

- ① 「仙台市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画(素案)」について 【資料10-1～10-3】

(3) その他

出席委員 (21人)

- 大内委員、佐藤(昭)委員、沼田委員、武川委員、小野寺委員、佐藤(太)委員  
長谷川委員
- 永井委員、青沼委員、清水委員、駒形委員、柴崎委員
- 柿沼委員(会長)、小山委員(副会長)、渡辺委員、高橋(次)委員、庄司(俊)委員  
鎌田委員、木村委員
- 山本委員、庄司(秀)委員

欠席委員 (2人)

- 北村委員、高橋(將)委員

## 事務局

健康福祉局長、健康福祉局次長、保険高齢部長、保険料徴収担当課長、保険年金課長、同課管理係長、同課徴収対策室長、同課保険係長

青葉区保険年金課長、宮城総合支所保険年金課長、宮城野区保険年金課長、若林区保険年金課長、太白区保険年金課長、秋保総合支所保健福祉課長、泉区保険年金課長

### 《署名委員》

沼田委員、山本委員

### 《会議経過》

- 新委員報告
  
- 健康福祉局長挨拶
  
- 欠席者報告
  
- 会長職務代行者の柿沼委員により議事進行
  
- 署名委員の指名
  
- (1) 協議事項

### 【会長職務代行者（柿沼委員）（以下、会長職務代行者）】

それでは、協議事項①の「仙台市国民健康保険運営協議会会長の選出について」事務局から説明願います。

### 【司会（管理係長）（以下、司会）】

それでは、会長・副会長の選出にあたりまして、関係規定についてご説明を申し上げます。資料1をご覧ください。

まず、会長の選出については、「国民健康保険法施行令」第5条第1項によりまして、「協議会に会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」となっております。次に、副会長の選出につきましては、同施行令第5条第2項及び仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則第2条第2項によりまして、会長の選出に準じて、公益を代表する委員のうちから選挙することとされております。これらの規定に基づき、会長・副会長の選出をお願いいたします。

**【会長職務代行者】**

ただいま、説明がありましたように、会長と副会長は公益を代表する委員の中から選ばれることとなっておりますが、いかが取りはからいましょうか。皆様方のご発言をお願いします。

**【渡辺委員】**

僭越ながら、私から推薦をさせていただきたいと思います。お諮り願います。

**【会長職務代行者】**

ただいま、渡辺委員から、会長、副会長の選出につきましては、指名推薦で、渡辺委員から推薦をさせていただきたい、というお話がございましたが、皆様方、他にご発言はございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、渡辺委員からの指名推薦についてご同意いただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただくこととします。

**【渡辺委員】**

それでは、私から会長、副会長を推薦させていただきます。柿沼委員を会長に、小山委員を副会長に推薦させていただきたいと思います。お諮り願います。

**【会長職務代行者】**

ただいま、渡辺委員から、会長には私、柿沼を、副会長には小山委員を、という推薦がございましたが、皆様方、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議がないようですので、そのように決定をさせていただきたいと思います。

**【司会】**

それでは、会長に就任されました柿沼会長よりご挨拶をお願いいたします。

**【会長（柿沼委員）（以下、会長）】**

皆様のご推戴をいただきまして、引き続き会長を務めさせていただくことになりましたこと、大変に光栄に存じておるところでございます。新制度が施行される時期でございますので、一層そのことを心に留めながら、精一杯、精励させていただきたいと思うところでございます。委員の皆様方のご理解、ご協力を切にお願いさせていただきまして、就任のご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

**【司会】**

続きまして、副会長に就任されました小山副会長よりご挨拶をお願いいたします。

**【副会長（小山委員）】**

ただいま副会長に就任しました小山勇朗でございます。柿沼会長を補佐しながら、精一杯取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**【会長（柿沼委員）（以下、会長）】**

それでは、協議事項②に移ります。協議事項②の「平成 29 年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について」事務局から説明願います。

**【保険年金課長】**

(別紙資料に基づき説明)

**【会長】**

ただいま、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ご意見、ご質問等がなければ、協議事項②「平成 29 年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について」は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしとのことですので、原案のとおり承認します。

続きまして、協議事項③の「平成 30 年度仙台市国民健康保険事業運営計画(案)」と協議事項④の「平成 30 年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算(案)」、協議事項⑤の「低所得者世帯減免の継続及び子育て世帯減免の新設」についてですが、関連する議案でありますことから、一括して審議いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしとのことですので、そのように取りはからわせていただきたいと思います。

それでは、協議事項③から協議事項⑤について、事務局から説明願います。

**【保険年金課長】**

(別紙資料に基づき説明)

**【会長】**

ただいま、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はありませんか。

**【庄司(秀)委員】**

資料 5 の予算案（概要）の 2 ページに世帯数 134,670 人という数字がありますが、資料 5 の別添に記載の数値と若干違いますけれども、どちらが正しいのでしょうか。

**【会長】**

資料の確認ということかと思えます。ご説明願います。

**【保険年金課長】**

確認をいたしますのでお時間をいただきたいと思います。後ほど、確認の上ご説明させていただきます。

**【会長】**

それでは、この件につきましては保留とさせていただきます。他にご意見、ご質問等がございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

ご意見、ご質問がなければ、ただいまの庄司(秀)委員からのご質問は保留とさせていただきます。その他のことについて進めてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしとのことですので、協議事項③から協議事項⑤までについては、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしとのことですので、原案のとおり承認いたすこととします。ただいまの庄司(秀)委員からのご質問につきましては保留としておりますので、速やかにご回答願います。

**【保険年金課長】**

確認の上、この時間内にお答えいたしたいと思います。申し訳ございません。

**【会長】**

続きまして、協議事項⑥の「仙台市国民健康保険条例の一部改正(案)について」事務局から説明願います。

**【保険年金課長】**

(別紙資料に基づき説明)

**【会長】**

ただいま、説明がありました件について、ご意見、ご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ご意見、ご質問等がなければ、協議事項⑥「仙台市国民健康保険条例の一部改正(案)について」は原案のとおり承認してよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしとのことですので、原案のとおり承認いたすこととします。

続きまして、協議事項⑦の「仙台市国民健康保険運営協議会の定足数の見直しについて」事務局から説明願います。

**【保険年金課長】**

(別紙資料に基づき説明)

**【会長】**

ただいま、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ご意見、ご質問等がなければ、協議事項⑦の「仙台市国民健康保険運営協議会の定足数の見直しについて」は、ただいまご説明のとおり、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしとのことですので。ご賛同の声をいただきましたので、原案のとおり承認いたしますこととします。

それでは、先ほどの「平成 30 年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算(案)」についての保留事項について、答弁できますか。

**【保険年金課長】**

別添の方の資料ですが、500 世帯ほどずれておりますが、退職被保険者の世帯数が抜けているものでございまして、数字といたしましては、資料 5 の 2 ページ目の 134,670 世帯という数字が正しい数字でございます。申し訳ございませんでした。

**【会長】**

庄司(秀)委員、よろしゅうございますか。

**【庄司(秀)委員】**

わかりました。

**【会長】**

それでは保留としておりました件につきましては以上をもって了解といたします。

以上で協議事項を終了させていただきます。

## ○ (2) 報告事項

**【会長】**

続きまして、報告事項①の「仙台市国民健康保険第 2 期保健事業実施計画・第 3 期特定健康診査等実施計画(素案)について」事務局から説明願います。

**【保険年金課長】**

(別紙資料に基づき説明)

**【会長】**

ただいま、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

特になければ、報告事項①「仙台市国民健康保険第2期保健事業実施計画・第3期特定健康診査等実施計画（素案）について」は以上とします。

報告事項は以上でございます。

○（3）その他

**【会長】**

その他でございますが、この際、何か皆様方からございましたら、ご発言をお願いします。

**【渡辺委員】**

以前、永井委員から問題提起があつて、私からも関連して質問したものがございました。在留外国人の国民健康保険の不適正利用があるのではないかと、その実態はいかに、というものでございます。改めて、今現在どのような状況になっているのか、国のレベル、それから本市の実態について、もし把握しているものがあればご説明いただきたいと思つています。

**【保険年金課長】**

在留外国人の国保高額利用の関係でございますが、平成29年12月27日付で厚生労働省から新たな通知が出されてございます。この通知におきまして、「平成29年3月の調査において、在留外国人の不適正利用について蓋然性がある事例はほぼ確認されなかった」という説明がございました。ただし、より一層適正な資格管理に努める必要があることから、平成30年1月から1年間、法務省と連携して通知制度の試行的運用を行うこととなつてございます。具体的に申しますと、外国人被保険者が国保の資格取得から1年以内に限度額適用認定証の交付申請を行った場合など、高額な医療を受けることが想定される場合に、その被保険者に対して情報の聞き取りや資料確認により調査を行い、一定の条件に該当した場合に、市町村から入国管理局に通知し、その通知をもとに入国管理局が在留資格に係る調査を行い、その結果を市町村に回答するものとなつてございます。その結果で在留資格が取り消された場合につきましては、市町村は、国保の資格を職権で削除しまして、給付費の返還請求を行うという手続きが示されたものでございます。本市といたしましても、国保の制度的課題として国が新たにこうした通知制度を設けたということは、資格適正化の観点から大変重要なものであると認識しておりまして、国の通知を踏まえて適正に対応してまいりたいと考えてございます。

**【渡辺委員】**

今現在の状況は分かりました。この件につきましては、議会の議員の中にも疑義を持ってい

る方たちがおり、私もその一人でございます。また、国内においても、尾ひれはひれがついたような形で、この件についていろいろな見解が流されております。私たち日本人は、世界に冠たる性善説の国でございます、それは結構なことだと思いますけれども、世界はそういう方たちばかりではない、そういう国ばかりではないと、敢えて言います。つけ入られることのないよう、つまり、国民、市民の過大な負担にならないように、ということを常に考えながら取り組んでいくべきことだと思っておりますので、ご当局、事務局におかれましては、今ご報告いただいたことを了としながら、しかし、緊張感を持って取り組んでいただきたいと思っております。ご見解をお聞かせください。

#### 【健康福祉局長】

委員ご質問のとおり、不適正な事案が今後懸念されるということでございまして、それにつきまして、厚生労働省から一定の見解と、この1年間の試行的な取り組みというものが示されました。国においては、厚生労働省と法務省の入国管理の分野が協力して取り組むということになってございますので、私どももこの通知を受けまして、疑義が生じた事案につきましてはきちんと対応し、国に報告する、あるいは、国からその結果について通知があれば適切に対応する、ということを心がけてまいりたいと存じます。なお、国との連携が大切でございますので、すでに、仙台を管轄する入国管理局には、早々ではございましたけれども、ご連絡をいたしまして、今後連携を密にして取り組んでいくこととしてございますので、申し添えておきます。

#### 【会長】

他にございますでしょうか。

#### 【永井委員】

関連の質問ですが、厚生労働省が昨年12月27日に全国の市町村に通知を出し、これに先立って厚労省としては、外国人の受診実態を調査したということなんですが、現場の者から言わせると、非常に生ぬるい調査をしたのではないかと思っています。悪用している例があるかどうかというふうに聞かれば、よく分からないから、市町村は「ない」というふうに答えたのではないかと。つまり、実態調査では不正な例は確認できなかった、要するに証拠はちゃんと掴めなかったというだけなのではないかと思えますね。それで、実際、渡辺委員のお話のように、日本は国民皆保険制度がしっかり守られているものですから、それを不正に使って高額な医療サービスを受けようとしている外国人は、かなりいるんじゃないかと思うんですね。実際、脳腫瘍の方が日本に来て手術をするとか、最近ちょっと聞いている話では、ある国では生活水準が上がってきて糖尿病が増えてきたと、そうすると糖尿病性腎症になって透析になり、日本に来れば安く治療できるという話が出てくるのではないかと。高額な医療を実際に受けている人が出てきているということと、それから、在留資格に留学というものがあるんですけども、留学っていうのも50代の人たちも留学という名目で入国してきて、仮に授業料の安い専門学校に入っておくと、学生だから、収入がありませんから、月に千数百円くらいの保険料



で、こちらで治療をやるということが出てくるのではないかと思いますので、仙台市でも徹底的に調査をしてほしいというふうに思っています。

**【保険年金課長】**

今回の調査として平成 29 年 3 月に行われたものにつきましては、国が指定する一定額以上の医療給付があった方、また資格取得から 6 か月という短い期間でそういったものを利用されている方といった、ある程度基準を設けた上で調査したものでございます。仙台市としては、6 件ほどこれに該当した方がいらっしゃいましたが、この方々につきましては、今現在も仙台市にいらっしゃるということで、今回の調査における不適正には当たらないだろうと考えてございます。なお、留学という名目で、というお話もございましたが、今回入国管理局に通知する取り組みのなかにおきましても、通知理由の中に、留学生であるにも関わらず通学している様子がない、といった項目もございますので、そうしたところを注意しながら、入国管理局とともに対応してまいりたいと考えてございます。

**【会長】**

他にございませんか。事務局からは何かございますか。

**【保険年金課長】**

事務局からは特にございません。

**【会長】**

それでは、以上をもちまして本日の運営協議会を閉会といたします。

委員の皆様には円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもって閉会といたします。